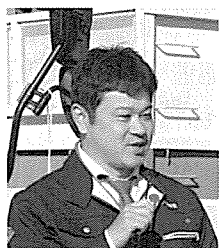


名古屋支部・尾張西支部・尾張北支部

藤前干潟不法投棄ごみ撤去作業

環境省中部地方環境事務所、愛知県、名古屋市と愛産協名古屋支部（新美三良支部長）、尾張西支部（富田昭夫支部長）、尾張北支部（金田英治支部長）が協力して昨年に引き続いて日光川公園、日光川プール南東の藤前干潟不法投棄ごみ撤去作業が10月31日（火）午前9時より行われました。当日は環境省中部地方環境事務所から10名、愛知県から16名、名古屋市から7名、当協会会員62名が参加し、協会会員会社よりフックロール車を含むクレーン車5台が協力しました。



挨拶をする
環境省 水原課長



挨拶をする
名古屋市 萩永処理係長

午前9時に日光川プール南東側駐車場に集合し、セレモニーが行われました。はじめに環境省中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課課長 水原健介氏より「藤前干潟はかつて最終処分場を造る計画でした。しかし市民による保全活動を契機に、この地域のごみの削減運動が進みました。また藤前干潟は平成14年に指定鳥獣保護区に指定され、ラムサール条約の「国際的に重要な湿地」に登録されました。しかし残念なことにごみが不法投棄されたり、上流からごみが流れ着く場所でもあります。本日は皆様と協力してごみを撤去できる良い機会だと思っています。」と挨拶がありました。ごみの分別方法については、名古屋市環境局作業課処理係係長 萩



永明登氏より「回収する可燃ごみは南陽工場、不燃ごみは大江破碎工場へ搬入します。適切に分別を行わないと処理工場にて支障が出ますので不明な点については、環境局の職員にお尋ねください。」と説明がありました。続いて新美支部長より「先日の台風で河川が増水しておりますので、あまり奥に入らず支部役員の指示に従い、安全な作業をお願いします。」と挨拶がありました。

参加者は二か所の撤去現場に分かれ、堤防からはしごを使って日光川河川敷に降り、生い茂る雑木や雑草をかき分け現場に到着しました。そこには不法投棄されたソファ、冷蔵庫、テーブル、古タイヤ、空缶、ペットボトル、スプレー缶、使い捨てライター、細かく割れたプラスチック片、レジかご等、台風の影響による漂着ごみらしきものも散乱していました。

会員は軍手を着用しごみ袋を持ってごみを手作業で拾い、集めたごみは分別してフレコンバッグに入れ、堤防上の収集運搬車両にクレーンで積み込まれました。永井良一会長、平沼辰雄副会長が応援に駆けつけ参加者に労いの声をかけられ、午前11時30分頃に作業は終了しました。当日処理された可燃ごみは1,860kg、不燃ごみは1,610kgでした。撤去作業の様子をNHK等が取材に来るなど不法投棄に対する社会的な関心の高さを感じました。

